

【はじめに】

当資料は、『クリーンデー』における、「自治会運営委員（生活環境総括、地区担当）」と「班長」の作業をまとめたものです。

その他の作業につきましては、随時相談のうえ対応していきます。

〔凡例〕 運営委員の仕事 班長の仕事

I. 自治会運営委員の定例・定型作業

1. クリーンデーの準備

- ①クリーンデーの総括責任者（生活・環境総括）
- ②ゴミ袋の購入・保管（生活・環境総括）
- ③班長にゴミ袋配布（地区担当）
- ④案内文書の回覧（生活・環境総括）

II. 班長の定例・定型作業

1. クリーンデー（毎月第一、第三日曜日の2回）

- ①出欠チェック
- ②ゴミ袋配布（1家族5枚）
- ③作業日報作成（※たんけん地区除く）

→作業日報を地区担当に届ける。

→地区担当は作業日報を集計し、生活・環境総括へ届ける。

→生活・環境総括は、会長の署名、捺印後、市へ郵送する。

2. ゴミゼロの日（5月下旬）、船橋をきれいにする日（11月中旬）などへの参加（班内会員の動員を行う）

3. 班内の不法投棄、並木の除虫、剪定、空き地の除草、防犯灯球切れ、溝の詰りなどの解決（市や運営委員へ連絡）

※草取りについて、公園は役所指定業者が7月から10月に掛けて2、3回実施し、歩道については適宜、運営委員から市へ要請し実施致します。クリーンデーでの草取りについては、公園、歩道ともに時間内で可能な範囲で、適宜、実施して下さい。

公園掃除を行う訳

Q. なぜ、公園掃除を行うの？

A. 船橋市と「公園および周辺清掃委託契約」という委託契約をむすんでいるからです。

当自治会は、つぼすみれ公園、きりかぶ公園、木のぼり公園、木の実公園の4公園について委託契約を結んでおり、年間で約30万円を市から受領（自治会に）しています。

【市との受託内容等（抜粋）】

- ①つぼすみれ公園、きりかぶ公園、木のぼり公園、木の実公園（たんけん除く）の4公園について受託。
- ②公園内、外周も含めおおむね月2回以上行う。
- ③遊具、フェンス、照明灯等の公園施設の点検を行い、破損や危険箇所を発見した場合は、船橋市役所の「公園緑地課」まで連絡し、危険防止の応急処置を行う。
- ④園内の雑草は適宜取り除く。また、集めたゴミや草については、ごみ収集日に合わせて出す。
- ⑤水飲み場のある公園では、砂などが詰まっていないか注意する。

以上

公園等清掃委託に関する市への報告手順等

～『作業日報』作成・提出の流れ～

※たんけん公園は清掃委託契約に含まれない



※上記の報告とは別に、年度末には自治会全体の清掃活動実績 (参加者数) を市に報告する必要があります。このため、清掃委託契約に含まれない「たんけん地区」にも参加者数の報告をお願いしています。